

マンスリーレポート

Simplex

Asset Management

## NYダウETF（愛称）

（正式名称：Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信）

2026年5月29日

追加型／海外／株式／ETF／インデックス型

## ファンドの特色

Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>（「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」）を対象指標とし、対象指標に連動する投資成果を目指す投資信託証券に投資を行なうことにより、円換算した対象指標に連動する（基準価額の変動率が対象指標の変動率に一致することをいいます）投資成果を目指す追加型株式投資信託です。

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。以下の投資信託証券に投資します。

- ・国内籍投資信託「ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド（適格機関投資家専用）」
- ・証券投資信託「SAMマネー・マザーファンド」

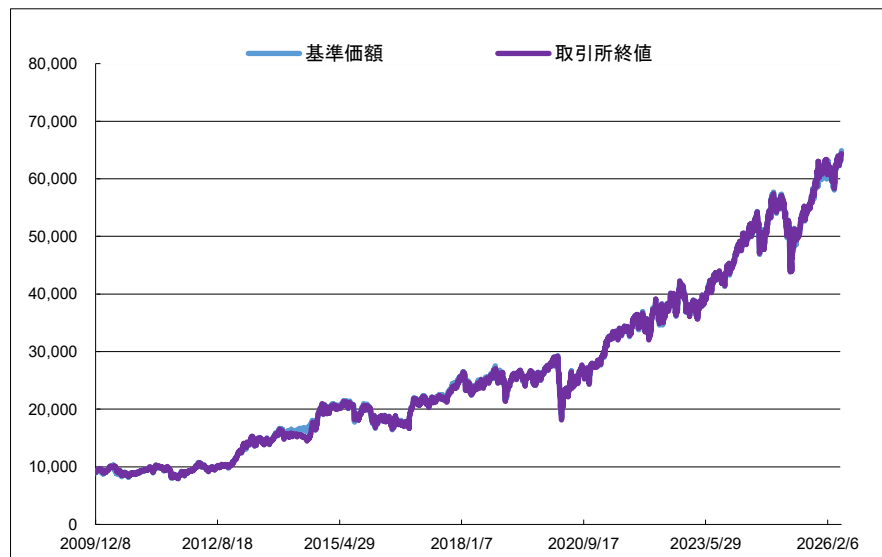
【設定日】	2009年12月7日	【上場取引所】	東京証券取引所	【基準価額】	64,803円
【決算日】	年1回 毎年12月6日	【証券コード】	1679	【純資産総額】	14.90億円
【信託期間】	無期限	【上場日】	2009年12月10日		
		【売買単位】	10口		

## ◆基準価額の騰落率

	1か月	3か月	6か月	1年間	3年間	設定来
ファンドの騰落率	3.09%	4.63%	8.48%	32.27%	73.28%	684.95%

※ 設定来騰落率は設定日2009年12月7日から直近までの騰落率です。

## ◆基準価額の推移



## ◆分配金実績（税引前、1口当たり）

決算日	分配金（円）
2021/12/6	600
2022/12/6	790
2023/12/6	785
2024/12/6	900
2025/12/6	960
設定来合計	4,396

※ 上記は過去のものであり、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## ◆対象指標構成銘柄の実質組入比率（上位10銘柄）

銘柄名	組入比率
1 THE GOLDMAN SACHS GROUP INC	11.56%
2 CATERPILLAR INC	10.18%
3 MICROSOFT CORPORATION	4.89%
4 UNITEDHEALTH GROUP INCORPORATED	4.39%
5 AMGEN INC	3.86%
6 VISA INC	3.73%
7 HOME DEPOT INC	3.68%
8 AMERICAN EXPRESS COMPANY	3.61%
9 APPLE INC	3.58%
10 SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	3.50%

※ 実質組入れ比率は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド（適格機関投資家専用）を通じて当ファンドが実質的に投資している銘柄の組入れ比率です。

## ◆資産内容

資産構成比	
国内籍投資信託	100.16%
SAMマネー・マザーファンド	0.01%

※ 組入比率は、純資産総額に対するものです。

※ 国内籍投資信託は、「ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド（適格機関投資家専用）」です。

※ 期間別騰落率は、基準価額の騰落率です。投資家利回りとは異なります。

※ 基準価額の騰落率は、分配金（税引前）を再投資し計算しております。

※ 基準価額は、計算において信託報酬等は控除されています。

※ 運用状況は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

#### ※Dow Jones Industrial Average® (「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」)

Dow Jones Industrial Average® (以下「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」といいます。)は、米国の株式市場を左右する業界における有力企業30銘柄で構成された代表的な株価指数です。いわゆる伝統的な「工業株」に限定されるものではありません。ダウ・ジョーンズ工業株価平均は米国市場全体を計る基準として使われ、金融界、技術産業、小売業、娯楽産業、消費財市場と様々な業種からなります。その結果、ダウ・ジョーンズ工業株価平均のパフォーマンスは何百、何千という構成銘柄からなる、より複雑な指数のパフォーマンスと高い相関関係にあります。ダウ・ジョーンズ工業株価平均は株価指数を開始した当初の計算方法とほとんど同じ方法で現在も計算されています。それは、主要取引所における構成銘柄の株価を単純に加算した合計値を現在の序数で割るという方法です。ダウ・ジョーンズ工業株価平均は120年以上の歴史をもつ唯一の代表的な市場指数です。構成銘柄の変更は稀ですが、通常、ダウ・ジョーンズ工業株価平均を構成する企業が大規模な変遷を遂げるときなどに見直しがあります。例えば、本業の変更、他企業による買収、倒産、などの場合です。構成銘柄見直しの頻度やその時期に関しては決まっておりません。全ての変更の判断はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスとウォール・ストリート・ジャーナル紙の代表者で構成されるダウ・ジョーンズ工業株価平均委員会の判断で行われます。

構成銘柄の選定要素としては、必ず米国の企業であり、業界における牽引役であること、そして投資家に広く支持され、長期間に亘って持続的成長を遂げていることです。

#### ※ディスクレマー

「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、シプレクス・アセット・マネジメント株式会社による使用のためにライセンス供与されている。S&P®、S&P 500®, US 500, The 500, iBoxx®, iTraxx®, およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標であり、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標はSPDJによる使用のためにライセンス供与されており、シプレクス・アセット・マネジメント株式会社により特定の目的でサブライセンスされている。インデックスに直接投資することはできない。Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信は、SPDJ、Dow Jones、S&P、それぞれの関連会社(以下、総称して「S&P Dow Jones Indices」)によって後援、保証、販売、または宣伝されているものではない。S&P Dow Jones Indicesは、Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の所有者または一般市民に対して、有価証券への投資一般の是非、特にSimple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信への投資の是非、またはダウ・ジョーンズ工業株価平均が一般的な市場のパフォーマンスを追跡する能力に関して、明示的にも黙示的にも、一切の表明または保証を行わない。過去のパフォーマンスは将来の成績を示唆または保証するものではない。S&P Dow Jones Indicesとシプレクス・アセット・マネジメント株式会社との間の、ダウ・ジョーンズ工業株価平均に関する唯一の関係は、本インデックスおよびS&P Dow Jones Indicesおよび/またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマークおよび/または商号のライセンス付与に限られる。ダウ・ジョーンズ工業株価平均は、シプレクス・アセット・マネジメント株式会社またはSimple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信に関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、および算出される。S&P Dow Jones Indicesは、シプレクス・アセット・マネジメント株式会社またはSimple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の所有者のニーズを考慮してダウ・ジョーンズ工業株価平均を決定、構成、または算出する義務を負わない。S&P Dow Jones Indicesは、Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の管理、マーケティング、取引に関連して、義務または責任を負うものではない。ダウ・ジョーンズ工業株価平均に基づく投資商品がインデックスのパフォーマンスを正確に追跡し、プラスの投資収益をもたらすという保証はない。S&P Dow Jones Indicesは、投資顧問、商品取引顧問、商品プール運用者、ブローカー、ディラー、受託者、プロモーター(1940年投資会社法(改正済み)で定義)ではなく、また、15 U.S.C. § 77k(a)に列挙される「専門家」または税務顧問でもない。指数に証券、商品、暗号通貨またはその他の資産が含まれている場合でも、これによりS&P Dow Jones Indicesが当該証券、商品、暗号通貨もしくはその他の資産を売買もしくは保持するよう勧告するものではなく、投資アドバイスもしくは商品取引のアドバイスともみなされるものではない。SPDJは、環境、社会、ガバナンス(ESG)指標(事業関与スクリーン、自主的な企業基準への適合、GHG排出量データ、ESGスコアなどを含むが、これらに限定されない)を使用した指数を提供し、構成銘柄の選択、加重、除外を行う。ESG指標は、E、S、Gの基準に基づいて、企業または資産のパフォーマンスを測定しようとするものである。ESG指標は、公表されたデータ、モデル化されたデータ、または報告されたデータとモデル化されたデータの組み合わせから導き出される。ESG指標は、明確な統一市場基準が存在しないこと、およびESG要因を評価するための複数の方法論が使用されていることから、定性的評価に基づいている。「ESG」、「持続可能」、「グッドガバナンス」、「環境、社会、その他に悪影響を及ぼさない」などのラベルや、同等のラベルが付けられた目標を決定するための明確で決定的なテストや枠組み(法的、規制上、またはその他)は存在しない。したがって、主観的な判断の行使が必要である。同じ投資、商品、戦略について、異なる人物が上記のラベルに関して異なる分類を行う可能性がある。

S&P Dow Jones Indicesは、ダウ・ジョーンズ工業株価平均またはそれに関連するデータ、またはそれらに関する口頭または書面によるコミュニケーション(電子コミュニケーションを含む)の適切性、正確性、適時性および/または完全性を保証するものではない。S&P Dow Jones Indicesは、その内容におけるいかなる誤り、脱落、遅延についても、一切の損害または責任を負わない。S&P Dow Jones Indicesは、明示的か黙示的かを問わず一切の保証を行わず、商品性、特定の目的または使用に対する適合性、またはシプレクス・アセット・マネジメント株式会社、Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の所有者、またはその他の個人もしくは法人がダウ・ジョーンズ工業株価平均の使用によって、またはそれに関連するデータに関して得られる結果について、一切の保証を明示的に否認する。前述の事項を制限することなく、いかなる場合も、S&P Dow Jones Indicesは、逸失利益、売買損、または時間や営業権の逸失を含むがこれらに限定されない間接的、特別、偶発的、懲罰的、もしくは結果的損害について、たとえかかる損害の可能性について通知されていたとしても、それが契約、不法行為、厳格責任、またはその他のいづれに基づくものであるかにかかわらず、責任を負わないものとする。S&P Dow Jones Indicesは、ライセンシー商品の登録内容、目論見書、その他の募集資料のいかなる部分も確認、作成、認証しておらず、また、S&P Dow Jones Indicesは、それらを管理する立場にもない。S&P Dow Jones Indicesとシプレクス・アセット・マネジメント株式会社間のいかなる契約または取り決めについても、S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、第三者の受益者は存在しない。

#### ■当ファンドに係るリスクについて

投資判断を行う前に、以下のリスクを慎重に検討しなければなりません。

- ・当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に株式の株価や為替相場の変動等の影響を受けるため、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。
  - ・当ファンドは、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
  - ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。
- 以下のリスクは、投資信託説明書(交付目論見書)に記載するものの一部です。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

#### ◆価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

■当資料は、シプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものであり、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

## ◆流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、市場の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入る有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

## ◆信用リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて有価証券等に投資します。一般に、有価証券等に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、これらの価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)、基準価額が下落することがあります。

## ◆為替変動リスク

当ファンドは、外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。

## ◆カントリー・リスク

投資対象国における非常事態など(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

## ◆有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

## ◆対象指標(円換算表示価格)と基準価額のカイ離リスク

当ファンドは、基準価額の変動率を円換算した対象指標の変動率に一致させるよう運用することをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを約束できるものではありません。

- ・ 資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
- ・ 対象指標の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬・売買委託手数料などの費用を負担すること。
- ・ 組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・ 先物取引を利用した場合、先物取引と対象指標との間に価格差があること。
- ・ 当ファンドの当初発行価格は、当初自己設定の前々営業日(2009年12月3日)における対象指標の終値に当初自己設定の前営業日(2009年12月4日)における対顧客相場の仲値を乗じて得た額を100で除した額(小数点以下は切り上げます)となります。一方、当ファンドがケイマン籍米ドル建外国投資信託「シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」の投資を行うのは、設定日(2009年12月7日)以降となるため、シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドが対象指標に採用されている銘柄の株式等に投資を行うのは2009年12月8日以降となります。当初発行価格の決定からシンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドが対象指標に採用されている銘柄の株式等に投資を行うまでの間、当ファンドは対象指標の変動と一致した推移とはなりません。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

## ◆その他留意点

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情により投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定および一部解約の受付を中止することがあります。
  - ② 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、配当収益等がない又は少額の場合、分配を行わない場合があります。
  - ③ 当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人資産運用業協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等および投資信託証券の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格で行います。外貨建資産の評価は、基準価額計算日における対顧客相場の仲値で評価します。
  - ④ 適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。
  - ⑤ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
  - ⑥ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
- これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものであり、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

## &lt;ファンドの費用&gt;

## 投資者が直接的に負担する費用

**購入時手数料** 販売基準価額(購入申込日の翌営業日)に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額  
※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

**信託財産留保額** ありません

**換金時手数料** 販売会社が独自に定める額とします。  
※詳しくは販売会社にてご確認ください。  
※換金時手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

①および②を合計した額とし、実質的に負担する信託報酬率は、年0.55%(税抜年0.50%)程度になります。

①当ファンドの純資産総額に、年0.165%(税抜年0.15%)以内の率を乗じて得た額とします。(配分)

運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

総額

年率0.165%(税抜0.15%)

配分  
(税抜)

委託会社

受託会社

年率 0.10%

年率 0.05%

## 役務の内容

委託会社

委託した資金の運用の対価

受託会社

運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

②投資対象とする投資信託証券の信託報酬は、純資産総額に対して0.35%(税抜)程度上記の信託報酬は、日々計上され、毎計算期間末または信託終了日のとき信託財産中から支弁するものとします。

## その他費用・手数料

■組入有価証券や先物取引等の売買の際に発生する売買委託手数料、受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。信託の計理およびこれに付随する業務や法定書類の作成・交付に要する費用等(これらの業務を外部に委託する場合も含まれます。)、また、信託の監査人および法律顧問等に対する報酬や費用等も信託財産中から支弁されます。これらは、当ファンド保有期間中に受益者により間接的にご負担いただく費用となります。なお、当該費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

## ■ファンドの上場に係る費用

・新規上場および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。

・上場の年賦課金:毎年末の純資産総額に対して、0.00825%(税抜0.0075%)およびTDnet利用料。

※上記手数料・費用等の合計額については、投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## 設定・運用は

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第341号  
加入協会 一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものであり、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保障するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保障するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。